過去の指摘内容：訪問系サービス（介護予防訪問介護相当サービス含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 問題点 | 指摘内容 |
| サービス提供責任者の配置 | 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間が基準を満たしていない。 | 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の２分の１以上に達している必要があるため、見直すこと。 |
| サービス提供の記録 | サービス提供記録に記載漏れがあった。 | 日々のサービス提供記録は、確実に記録すること。 |
| 個別サービス計画に位置付けのないサービスを提供している。 | 個別サービス計画に位置付けのないサービスは提供できないため、介護支援専門員と協議し、居宅サービス計画（ケアプラン）及び個別サービス計画に位置付けた上で、提供すること。 |
| 介護予防訪問介護相当サービス計画 | 介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態やサービス提供実施状況を介護予防支援事業所に毎月報告していない。 | ・月に１回以上、介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態やサービス提供実施状況を介護予防支援事業所に報告し、記録として残すこと。 |
| 介護予防訪問介護相当サービス計画に係るモニタリングを実施していない。 | 月に１回以上、介護予防支援事業所への利用者の状態やサービス提供実施状況の報告とは別に、計画期間終了までに１回以上当該計画に係るモニタリングを実施すること。 |
| 利用料等の受領（医療費控除） | ・領収書に医療費控除を表示していない。・領収書の医療費控除欄に一律表示してしまっている。 | 領収書には医療費控除対象者であるかを事業者が確認した上で医療費控除額を記載すること。サービスと併せて利用した場合、医療費控除の対象となる医療系サービスは次のとおりである。・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所療養介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型かつ訪問看護サービス利用の場合）・看護小規模多機能型居宅介護（上記サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る） |